

# ひとり親家庭のために



## 手当・医療費助成

### ★児童扶養手当★

対象は、ひとり親家庭、父親または母親が一定の障がいの状態にある家庭等で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童等を監護または、養育している方です。

※個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、ご相談ください。

〈支給額・平成23年度〉

\*1人—全部支給される方：41,550円

一部支給される方：41,540円から9,810円までの間で細かく設定されています。

\*2人—5,000円加算

\*3人以上—第3子以降につき、3,000円加算

・支給時期：4月、8月、12月にそれぞれの前4ヶ月分が支給されます。

※受給するためには、認定請求が必要です。ただし、所得制限等があります。また、支給額は年度により変更となる場合があります。

※受給権の消滅事由（婚姻等）が発生した場合は、返還金が生じないように、速やかにお届け下さい。

問い合わせ：健康福祉部児童家庭課

### ★母子家庭等医療費助成・父子家庭医療費助成★

子どもの病気やケガなどのため、健康保険証を使って病院や診療所などで治療を受けたり、薬をもらったときに、窓口で支払わなければならない自己負担分を助成する制度です。（所得制限・受給者証の発行があります）

対象：18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のいない母、配偶者のいない父、または父母のいない児童を監護している方、及び児童

助成範囲：入院・通院—医療保険適用分助成

問い合わせ：健康福祉部社会福祉課





# 生活の支援・年金

## ★ 母子寡婦福祉資金貸付制度★

母子家庭や寡婦の方の自立の援助と児童の福祉を推進するために、無利子または低利子で資金の貸付を行っています。

- \* 事業開始資金—事業を開始するために必要な資金
- \* 事業継続資金—現在継続中の事業に必要な資金
- \* 技能習得資金—事業を開始又は就職するために必要な資金、技能を得るために必要な資金
- \* 就職支度資金—就職に必要な衣類、自動車等を購入するための資金
- \* 修学資金—お子さんが高校、大学等で修学するために必要な資金
- \* 就学支度資金—お子さんの入学に必要な資金
- \* 修業資金—お子さんが事業開始または就職するための技能、知識等を習得するために必要な資金
- \* 生活資金—技能取得期間中や母子家庭となって5年未満等の家庭生活のために必要な資金
- \* 住宅資金—住宅の建設、増築、改築、購入、補修等をするために必要な資金
- \* 転宅資金—住宅の移転に際し、敷金、住宅の賃借割に必要な資金
- \* 児童扶養資金—児童扶養手当の一部支給停止を受けた家庭の児童を扶養するために必要な資金
- \* 結婚資金—お子さんが結婚するために必要な資金
- \* 医療介護資金—医療保険や介護サービスの自己負担分に必要な資金

※各資金ごとに貸付け限度額が異なります。

問い合わせ：健康福祉部児童家庭課



## ★遺族基礎年金・寡婦年金★

問い合わせ：郡上市役所 保険年金課 TEL 0575-67-1817

## ★遺族厚生（共済）年金★

問い合わせ：美濃加茂社会保険事務所 TEL 0574-25-8181

\*年金についての詳しい内容は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

### ★自立支援教育訓練給付金★

市内に在住の母子家庭の母親を対象に、ホームヘルパーや医療事務、調理師などの職業能力開発のための講座を受講された方に、講座修了後に受講料金の2割を支給し、能力開発の取り組みを支援するものです。(注) 講座申込前に、ご相談下さい。

- ・対象者：児童扶養手当を受けている、又は同様の所得水準にある人  
雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない人  
原則として、過去に訓練給付金の支給を受けたことがない人
- ・対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ・支給額：支給対象経費の20%に相当する額を受給終了後に支給します。支給対象は、入学金・受講料です。

※限度額は、上限10万円、下限4,000円

問い合わせ：健康福祉部児童家庭課

### ★高等技能訓練促進費★

市内に在住の母子家庭の母親を対象に、就職の際有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得のために、当該資格取得に係る養成訓練の受講期間のうち、一定期間について一定額を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援するものです。

(注) 養成訓練前にご相談いただかないと、訓練促進費を支給できない場合もあります。

また、訓練期間中の方においてもご相談を承ります。

- ・対象者：児童扶養手当を受けている、又は同様の所得水準にある人  
資格取得の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる人  
就業または育児と資格取得のための修業の両立が困難であると認められる人  
原則として、過去に訓練促進費の支給を受けたことがない人
- ・対象資格：看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士
- ・支給期間：修業する期間の全期間（H21.6.5～H24.3.31までに修業しているものに限る）
- ・支給額：市町村民税非課税世帯一月額141,000円  
市町村民税課税世帯一月額 70,500円

問い合わせ：健康福祉部児童家庭課

